

松本市社会福祉協議会キャラクター「つむぎちゃん」(データ) 使用の手引き

1 目 的

松本市社会福祉協議会では、福祉の推進はもとより、さらに市民に親しみを持ってもらい、また、将来を担う子どもたちに身近に感じてもらえるよう作成したマスコットキャラクターの活用を促進し、効果的な啓発とイメージアップを図ることを目的とします。(公益性のあるものに限る。)

2 使用方法

(1) 届出

事前に使用届出書を松本市社会福祉協議会へ提出してください。

(2) 色の指定、使用パターン

基本型以外に、各種使用パターンを用意してあります。使用する媒体等の種類により選択してお使いください。なお、使用パターンの一部使用、変形使用、色指定以外での使用はできません。ただし、松本市社会福祉協議会会長が必要と認めた場合は、この限りではありません。

3 使用の制限

以下に掲げる場合は使用できません。

- ア 個人・団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- イ 政治・宗教・思想等の活動に利用しようとする場合
- ウ 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- エ 松本市社会福祉協議会のイメージを損なうおそれのある場合
- オ 民間の販売促進(CM等)に使用する場合

4 その他

使用届出書で確認の上、使用の制限に該当する恐れがある場合は、使用をお断りする場合があります。

担当：	松本市社会福祉協議会 地域福祉課
	松本市双葉4-16
TEL	0263-27-3381
Fax	0263-27-2239
E-mail	chiiki@syakyo-matsumoto.or.jp